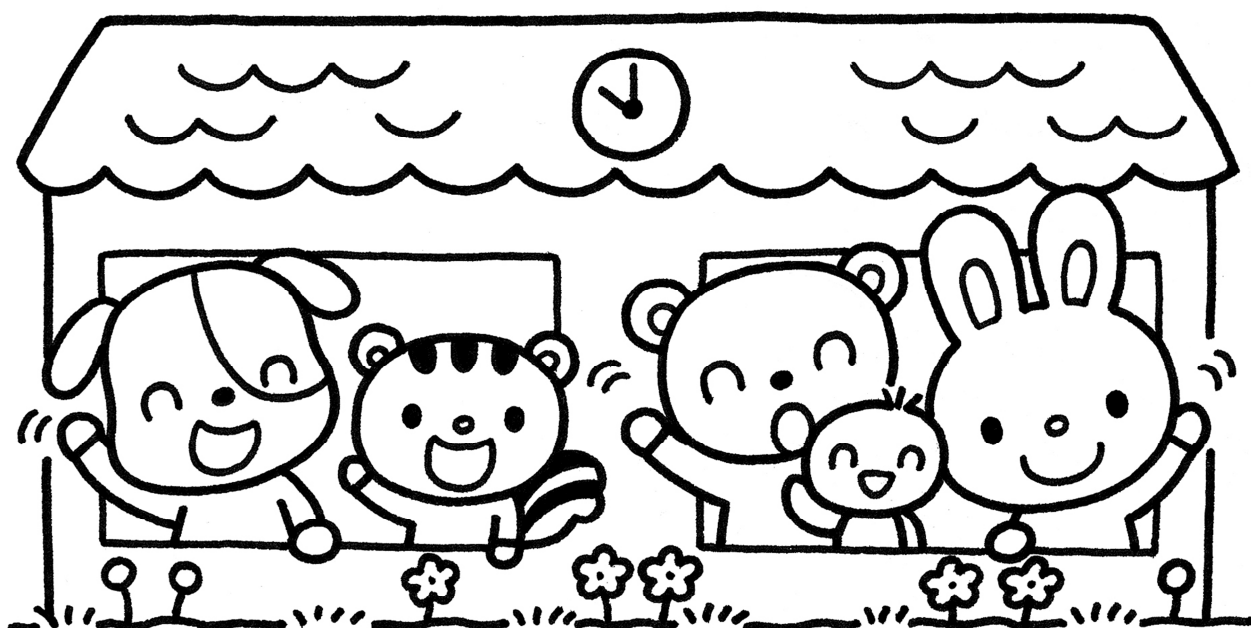


令和2年度

保育所のしおり



熊取町立保育所

保存版

* 1年間保管しておいてください。

町の保育方針

保育所は、保護者が働いていたり、病気であったり、または出産等の理由により家庭で保育できない場合に、その子どもを保育する児童福祉施設です。

子ども達は、日中の大半を保育所で過ごします。そのため熊取町立保育所では、家庭的な雰囲気大切に、安心して元気に、生き生きとした生活ができるように環境を整えています。そして、ひとりひとりの個性を尊重し、人間性の豊かな子どもに育つことを願い、次のような保育目標に向かって保育を進めています。

保 育 目 標

(めざす子ども像)

- ◎健康でよく食べ、よく遊ぶ子ども
- ◎自分の思いを出せる子ども
- ◎相手の立場のわかる子ども
- ◎ねばり強く頑張る子ども
- ◎物ごとに感動し、豊かに表現できる子ども
- ◎生命の大切さを知り、生き物を大切にする子ども

家庭と保育所、地域が手をつなぎ、協力しあって子ども達の成長を見守っていきます。

保育所の開所時間

月曜日～土曜日 午前7時～午後7時 (ただし土曜日については保育を要する方のみ)

保育所の休所日

日曜日、祝日、振替休日および年末(12月29日、30日、31日)年始(1月1日、2日、3日)

保育所での生活

- ・1日の生活の流れは、下表のとおりです。
- ・5歳児の午睡は10月末で終了します。ただし、土曜日の保育を希望される方は、土曜のみ3月末まで午睡をします。

	<0・1歳児>	<2歳児>	<3・4・5歳児>
7:00	◎順次登所 ・視診 ・持ち物整理、排泄	◎順次登所 ・視診 ・持ち物整理、排泄	◎順次登所 ・視診 ・持ち物整理、排泄
8:00	・好きな遊び	・好きな遊び	・好きな遊び
9:00	◎ミルク	◎ミルク	
9:30	◎あそび(戸外・室内)	◎あそび(戸外・室内)	◎課題活動
10:00	・散歩、わらべうた 手遊び、絵本	・外あそび、散歩、製作 描画、絵本、わらべうた 手遊び、表現遊びなど	・運動遊び、散歩、絵本、 表現遊び(音楽・わらべう た、製作、描画など)
11:00	◎給食、はみがき	◎給食、はみがき	
11:30	・午睡準備	・午睡準備	◎給食、はみがき
12:00	◎午睡	◎午睡	・午睡準備 ◎午睡
13:00			
14:00	・午睡目覚め、検温	・午睡目覚め	午睡目覚め
15:00	◎おやつ、ミルク ◎あそび	◎おやつ、ミルク ◎あそび	◎おやつ、ミルク ◎あそび
16:00	(順次降所)	(順次降所)	(順次降所)
17:00			
18:00	◎おやつ(延長児のみ)	◎おやつ(延長児のみ)	◎おやつ(延長児のみ)
19:00	(延長保育終了)	(延長保育終了)	(延長保育終了)

保護者参加の主な行事

- 親子交流会 5月中旬ごろの平日 (3・4・5歳児)
- なつまつり 7月の第1土曜日 (1・2・3・4・5歳児)
*0歳児は自由参加です。
- 運動会 10月中旬ごろの土曜日 (2・3・4・5歳児)
*0・1歳児は後日、保育参観にて運動遊びを見て頂きます。
- 生活発表会 12月中旬ごろの土曜日 (2・3・4・5歳児)
*0・1歳児は後日、保育参観にて言語・表現あそびを見て頂きます。

他に、保育参観・クラス懇談会・個人懇談会などがあります。

詳しい日程は各保育所より「保育所年間行事予定表」をお配りします。

給食・間食

- 給食は、給食センターから外部搬入をしています。献立について毎月1回、献立打ち合わせ会議を開催し、保育士・町の管理栄養士・給食センター栄養士・調理員で、給食に関する協議を行っています。給食の内容は、月から土曜日まで毎日、ご飯とおかず(3品)、または、ご飯と汁物とおかず(2品)です。献立は、毎月プリントでお知らせします。ご家庭での食事の参考にしてください。また、毎日の給食を展示していますのでご覧ください。
- 食物アレルギー(体質に合わない食べ物)があれば、必ずお知らせください。医師の診断及び生活管理指導票の提出と個人面談を実施した後、アレルギー対応の給食となります。
- おやつは、果物、加熱おやつ(芋類)、菓子類、手作りおやつ(0歳児を除く)等、全てアレルギー対応のおやつとなります。
- 8月14日、15日は、家庭より弁当持参となります。

緊急時の対応について(地震・台風・暴風・水害・大雨・火災発生など)

保育所は、気象警報(暴風警報・大雨警報など)が発令されている場合においても原則開所しますが、警報発令時は、児童の安全のため、可能な場合はご家庭での保育をお願いします。

震度4以上の地震/大雨・暴風・台風等による特別警報については表の通りとさせていただきます。ご協力をお願いします。

	震度4以上の地震 / 大雨・暴風・台風等による特別警報または警報	備 考
登所前	・気象情報などに注意し、自宅待機をお願いします。	・地震(余震)が収まる、または特別警報または警報が解除された場合でも、家庭状況にわせて、自宅待機をお願いします。
保育中	・安全に配慮しながら保育を継続しますが、保育が不可能な場合(または不可能と判断する場合は)お子様のお迎えをお願いする場合があります。 *連絡方法は入所時に提出していただいた家族状況調査表の優先順位に従い連絡します。(連絡先が変更になった場合はその都度お知らせください。) ・19時以降は被害状況にもよりますが、避難所が開設されている場合は原則として避難所へ移動します。 ・電話が繋がらない状況においても19時以降は避難所へのお迎えをお願いします。 (保育所正門に避難先名を記載しておきます。)	・給食は実施する予定ですが食事時間、献立内容を変更する場合があります。 ・被害の状況によっては給食を提供出来ない場合があります。 ・できるだけ早目のお迎えをお願いします。 ・避難所 中央保育所 ⇒ 中央小学校 東 保育所 ⇒ 東 小学校 西 保育所 ⇒ 西 小学校 北 保育所 ⇒ 北 小学校

・被害の状況により、電話が不通になる場合もあります。熊取町のホームページや町からの放送(※防災行政無線)等でご確認ください。※放送の内容が聞き取りにくかった場合は、防災行政無線自動応答システムで聞くことができます。(無料) フリーアクセス 0800・200・8980

緊急時連絡用メールアドレスについて

緊急時における保護者の皆様への情報伝達を迅速かつ確実に行うため電子メールによる一斉配信を行うシステムです。(令和元年8月より、緊急時連絡用メールアドレスの登録を行っていますが)メールアドレスの登録については年度毎に登録が必要となります。前年度、登録いただいた、メールアドレスはすべて削除させていただきます、新たに同意書の提出と町ホームページよりメールアドレスの登録をお願いします。登録は任意ですが、できるだけ皆様の登録をお願いします。メールへの返信はできませんのでご了承ください。

保育時間の変更

○保育時間とは、保護者の「勤務時間+通勤時間」です。

○勤務時間の変更や家庭の事情により保育時間の変更を希望される場合には事務室に申し出てください。

「入所理由証明書」と「保育時間変更申請書」の提出が必要です。用紙は保育所にあります。

* 保育標準時間認定から保育短時間認定、または保育短時間認定から保育標準時間認定に変更する場合は「支給認定変更申請書」の提出が必要になります。

保育料 および 副食費

○保育料は、町が指定する金融機関・役場会計課または保育所で納付書により納付してください。

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、年度当初に3歳以上児となっている子どもの保育料は無償となっていますが副食費（おかず・おやつ等）については毎月4,500円実費徴収となります。

○口座振替の手続きをされている方は、毎月25日（その日が休日の時は翌日）に指定口座から引き落としさせていただきます。新たに口座振替を希望される場合や、口座の変更を行う場合は、保育課または保育所へ申し出てください。

○月途中の入退所の場合は、保育料は日割り計算となります。くわしくはお問い合わせください。

○次の(1)～(2)に該当する場合には保育料が減免されますので、保育料減免申請書を提出してください。

減 免 対 象	減免率	添 付 書 類
(1) 児童の疾病等により、同じ月に連続して15日以上引き続き保育を受けなかったとき	5割	傷病の治癒に15日以上、要した旨の診断書 (または、15日以上、要する旨の診断書) ※診断書は、原本に限る。コピーは不可。
(2) 児童の疾病等によりその月において、全日数保育を受けなかったとき	10割	

* 用紙は保育所にあります。なお、添付書類は必ず添付してください。

延長保育料

○延長保育を希望される方は、別途延長保育料が必要になります。

- ・延長保育料は月額4,000円です。ただし、階層区分により減額または0円の場合があります。
- ・延長保育料は、役場会計課または保育所で納付できます。
- ・年度途中で1カ月単位の延長保育を希望・解除される方は、前月末日までに必ず「延長保育申込書」または「延長保育解除届」を提出してください。用紙は保育所にあります。

○月額延長保育料を申込みない方は、各利用区分に基づき1回ごとに臨時延長保育料(100円、200円、400円)が必要になります。ご利用の都度保育所でお支払いください。

延長保育時間	短時間認定	標準時間認定
① 7:00～8:30	100円	
② 16:31～18:00	100円	
③ 18:01～18:30	200円	
④ 18:31～19:00	③の料金に200円が追加され、400円になります。	

保健行事

子ども達の健康を守るために、保育所で実施する健診等は次のとおりです。

○内科健診	年	2	回
○歯科検診	年	1	回
○眼科検診(3・4・5歳児クラス)	年	1	回
○耳鼻科検診(4・5歳児クラス)	年	1	回
○尿検査	年	1	回
○視力検査(3・4・5歳児クラス)	年	1	回
○身体測定(身長・体重)	毎		月
〔 胸囲…1～5歳児は4月、9月、1月に計測 0歳児は毎月計測 頭位…0歳児のみ毎月計測 〕			

※詳細な日程については、各保育所の『保育所年間行事』等にてお知らせします。

日本スポーツ振興センター共済について

○保育中及び登降所途中に児童がけがをしたときのために日本スポーツ振興センター共済に加入していただきます。入会金は後日徴収します。(入会金保護者負担金は児童1人につき、240円/年度です)

○共済の内容

- ・初診から治癒までの医療費が健康保険を適用せず全額で5,000円(500点)以上の場合、保護者の方が支払った自己負担の治療費については、後日保育所が日本スポーツ振興センターに請求することにより、見舞金とあわせて支給されます。
- ・初診から治癒までの医療費が健康保険を適用せず全額で4,999円(499点)以下の場合、センターへの治療費及び見舞金の請求はできません。保護者の方に支払っていただきますので、よろしくお願いいたします。(子ども医療証をご提示ください)

***アレルギー発作や熱性けいれん、腹痛などで受診した場合は適用外となります。**

○保育中にけがをして、受診の必要があると判断した場合は、保護者の方に連絡をとり、受診機関、アレルギーの状態や使用不可の薬はないかなどを確認した上で保育所から病院に連れて行きます。その時、保護者の方にはできるだけ病院に来ていただいて一緒に受診をお願いします。しかし、お仕事の都合などでどうしても病院に来られない場合は、治療の状況や後の処置など保育所より詳しくお伝えします。また、翌日から通院の必要がある場合は、原則として保護者の方をお願いします。

保育所を休所しなければならない病気について

乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子どもと、集団全体の健康と安全確保のための感染症対策をおこなっています。

○感染症に罹患した子どもが登所を再開する際については、疾患の種類に応じて「登所に関する意見書（医師が記入）様式①」または、「登所届（保護者が記入）様式②」の提出をお願いします。「意見書」および「登所届」は、この「保育所のしおり」の末尾ページにありますのでコピーする等してご使用ください。

○罹患した子どもの速やかな回復のため、『全身状態がよくなり普段の食事が摂れる』など、集団生活に適応できる状態になってからの登所再開にご配慮いただきますようお願いいたします。

○保護者の方が感染症に罹患された場合、保育所内への立ち入りはご遠慮ください。お子様の登・降所時は、門等で受入れ等の対応をさせていただきますので、ご相談ください。

※保育所での感染拡大防止のため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※感染症の発生状況については掲示板等でお知らせします。

登所再開の際、「登所に関する意見書（医師が記入）」の提出が必要な感染症 様式①

病名	主要症状	登所のめやす等
麻疹(はしか)	発熱、食欲不振、口内に発疹、全身に赤い発疹	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発熱、咳、くしゃみ、頭痛、咽頭痛、関節痛、筋肉痛	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
水痘(水ぼうそう)	発疹(顔・手足・胸・頭の中等)赤い発疹の中に水を含む	すべての発疹がかさぶたになっていること
風疹	発熱、発疹	発疹が消えていること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、耳下腺(耳たぶの下)が腫れる	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱(プール熱)または、アデノウイルス感染症	高熱、扁桃腺炎、結膜炎	発熱、充血等主要症状が消えた後、2日を経過していること
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	眼球結膜の充血、目やに、目に膜が張ることもある	主要症状が消え、感染の恐れが無いと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	発熱、頭痛、嘔吐	医師により感染の恐れが無いと認められていること
百日咳	特有の咳、連続性・発作性の咳、夜間眠れないほどの咳	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	水溶性下痢便や腹痛、血便	医師により、感染の恐れが無いと認められていること
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、食欲不振、顔色の悪さ	医師により、感染の恐れが無いと認められていること

医師の診断を受け、「登所届(保護者記入)」の提出が必要な感染症 様式②

病名	主要症状	登所のめやす等
溶連菌感染症	発熱やのどの痛み、化膿、リンパ節炎、いちご舌	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
とびひ(伝染性膿痂疹)	水ぶくれや、びらん、かさぶたが、鼻周囲、体幹、四肢等の全身にみられる	皮膚が乾燥しているか、湿潤部分がガーゼ等で覆える範囲であること * 集団生活では皮膚の接触が多いので、浸出液の多い時期は登所を控えてください
水いぼ	水を含むいぼ	掻きこわしから浸出液が出ている場合は、ガーゼ等で覆うこと
マイコプラズマ肺炎	発熱、激しい咳	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱、手のひらや足の裏、口腔内に発疹がでる	発熱や口腔内の水泡などの影響がなく、普段の食事ができること
りんご病	発熱、頬が赤くなる	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	下痢、嘔吐	下痢・嘔吐の症状が治まり、全身状態がよくなり、普段の食事ができようになるまで回復していること * 保育所での下痢、嘔吐等による汚物は、保育所で洗濯等は行わず、所定の場所に保管し、お持ち帰りいただきます
ヘルパンギーナ	夏かぜの症状、発熱、喉痛	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	発熱、鼻汁、呼吸困難	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	小水疱が片側性に現れる神経痛、刺激痛、掻痒を訴える	全ての発疹がかさぶたになっていること
突発性発疹	高熱が続いた後、解熱と共に体幹部を中心に鮮紅色の発疹が出現する	解熱後 1 日以上経過し全身状態が良いこと
単純性ヘルペス感染症	歯肉口内炎、口周囲の水疱 歯肉が腫れ、出血しやすく口内痛も強い	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること * 歯肉口内炎のみであれば、マスク着用で登所可能です(普段の食事ができること)

【アタマジラミ症について】

・アタマジラミについては以下のとおりです。「登所届」の提出は必要ありませんが、保育所は集団生活の場です。感染拡大防止のため、速やかに駆除を開始し、早期の治ゆに努めて頂きますよう、ご協力をお願いします。

	主要症状	登所のめやす等
アタマジラミ症	卵は頭髮の根元近くに固く附着して白くフケのようにも見えるが、卵の場合は指でつまんでも容易に動かない。成虫の吸血によって頭皮にかゆみが出てくる	駆除を開始していること 駆除薬(スミスリンパウダー)を 3～4 日おきに 3～4 回繰り返す。櫛でこまめにすく、ハサミで切り離すなどして卵を除去する * 駆除がうまく出来ない場合や、長引く場合は、病院受診してください * 感染している間は帽子、お昼寝布団のシーツを毎日持ち帰り、洗濯をお願いします

※予防と感染拡大防止の為に

- ・お子様の髪が長い場合は、必ず結んでください。アタマジラミに感染している場合は拡大の原因にもなります。(給食時に髪の毛がご飯に入ったりして不衛生になり、他の子どもの目に入る等の危険もあります)
- ・普段からシャンプーは大人の方が毎日行い、かゆがる時は頭髮を確認する等して、早期の発見にご協力ください。

お 願 い

送迎について

- 登降所に際しては、事故防止のため必ず保護者の方が保育室まで送迎してください。保護者以外のお迎えの時は、必ず保育所に連絡してください。原則としてお迎えは、大人の方でお願いします。
- 門の出入りについては、門およびカンヌキを必ず閉めてください。午前10時～午後3時の間は、門を施錠しています。インターホンでお知らせください。

送迎時の名札について(送迎者用)

町立保育所のより一層の安全および不審者対策のため、送迎用として一家庭につき2名分の名札ケースおよび名前カードを配布します。児童の送迎時や保育所での行事開催時に使用してください。名札ケースは児童が卒園するまで使用し、名前カードは毎年配布します。名札の紛失・破損等された場合は、名札ケースについては各自ご購入していただき、名前カードについては担任または事務所に申し出てください。再発行いたします。

欠席について

- 発熱、下痢、嘔吐など身体の調子の悪い時は、登所を見合わせてください。
- 欠席の時は、午前9時30分までに電話で連絡してください。わかっていれば事前にお知らせください。
- 長期欠席や退所する場合は、事前に連絡してください。

くすりにについて

保育所では、原則として薬の取り扱いはしません。薬は医師に相談して、朝夕の処方にして頂けるようお願いしてください。ただし、医師の処方により、どうしてもお昼に薬を飲まなければいけない場合は、氏名を記入した容器に1回分だけ入れたものを、お預かりします。与薬依頼書と共に保育士に手渡してください。与薬依頼書と手渡しのない場合は、取り扱いはできません。

【与薬依頼書は、末尾のページまたは保育所にあります】⇒

令和 年度 与薬依頼書		熊取町立	保育所長殿	
保護者氏名()		姓・氏名()		
依頼日	令和 年 月 日()			
要診機関				
薬名()				
備 考()				
薬の種類 ※番号、与薬時間に○印いし必要事項を記入				
1. 粉薬	包	・食前	・食後すぐ	・食間() (時)
		・その他(いつ)		()
2. 水薬	個	・食前	・食後すぐ	・食間() (時)
		・その他(いつ)		()
3. 錠剤	錠	・食前	・食後すぐ	・食間() (時)
		・その他(いつ)		()
4. その他	錠り薬	個	(いつ)	()
	目 薬	個	(いつ)	()
	点鼻薬	個	(いつ)	()
○預かり時間() (時 分) 担当氏名()				
○与 薬時間() (時 分) 担当氏名()				

家庭と保育所との連携について

- 毎朝、朝食・用便を済ませ、子どもの状態を十分に把握してから登所させてください。
- 子どもの様子や体調など、いつもと少しでも変わったことがあれば、お知らせください。
- 緊急時対応のために、その日の連絡先を必ず伝えてください。
- 勤務先、住所等に変更があった場合は、変更届けが必要です。速やかにお知らせください。
- 保育所からの連絡は、日報、プリント、おたより、掲示物で行いますので、必ずお読みください。
- 集金がある場合は、必ず保育士に手渡してください。

保育中にケガや発熱が生じた場合について

- 保育中にケガや発熱などがあった場合は、保護者に連絡を入れますので勤務先や勤務の都合などで、変更がある場合はその都度、連絡先及び所在を保育所の方に必ず連絡してください。

服装、持ち物について

- 衣服は脱いだり着たり、用便のしやすいものを着用させてください。
- 履物は運動靴をはかせてください。
- 持ち物、衣服には全て、はっきりと子どもの名前を記入してください。
- カバンの中は、毎日点検してください。
- 不要な物は身に付けたり、持って来ないようにしてください。
(例：カチューシャ・髪留め・玩具・シール・キーホルダーなど)
- 午睡用布団、着替え等は持ち帰った際、必ず洗濯をして、清潔なものを持たせてください。

児 童 憲 章

(制定者：児童憲章制定会議)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

熊取町立保育所

保 育 所	住 所	電 話・FAX
中央保育所	熊取町五門西2丁目14番14号	452-0009
東保育所	熊取町久保2丁目1480番地の1	452-0310
西保育所	熊取町大久保南1丁目1573番地	452-1200
北保育所	熊取町希望が丘4丁目14番2号	453-0573

熊取町 健康福祉部 保育課

熊取町野田1丁目1番8号
(熊取ふれあいセンター3階)

電 話 452-6293